

## 議案第14号

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第5項中「公告するとともに」を「公告し、又はインターネットの利用により公表するとともに」に改める。

第4条第1項第4号ウ中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第9条第4項中「届出」の次に「（第2項及び第3項に規定する当該届出に代わる申請又は届出を含む。）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「次項において同じ。」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による届出に係る指定特定非営利

活動法人が所轄庁が市長である認定特定非営利活動法人（以下「市認定法人」という。）である場合において、当該届出が同項第3号に掲げる事項の変更に係るものであるときは、特定非営利活動促進法第53条第1項の規定による届出をもって第1項の規定による届出に代えることができる。

第10条第2項中「翌々事業年度」を「第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第2号から第4号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第5項を第8項とし、同条第4項第3号中「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 前項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の閲覧に係る指定特定非営利活動法人が市認定法人である場合は、特定非営利活動促進法第54条第4項の規定による書類（同条第2項第2号及び第3号並びに同条第3項の書類に限る。）の閲覧をもって、前項の規定による同項第3号に掲げる書類（第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに第4項の書類に限る。）の閲覧に代えることができる。

第10条第3項中「3年」を「5年」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の作成及び備置きに係る指定特定非営利活動法人が市認定法人である場合は、特定非営利活動促進法第54条第3項の規定による書類の作成及び備置きをもって、前項の規定による書類の作成及び備置きに代えることができる。

第10条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の作成及び備置きに係る指定特定非営利活動法人が市認定法人である場合は、特定非営利活動促進法第54条第2項の規定による同項第1号から第3号までに掲げる書類の作成

及び備置きをもって、前項の規定による同項第1号から第3号までに掲げる書類の作成及び備置きに代えることができる。

第11条中第4項を第6項とし、同条第3項中「前条第3項」を「前条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の提出に係る指定特定非営利活動法人が市認定法人である場合は、特定非営利活動促進法第55条第2項の規定による同法第54条第3項の書類の提出をもって、前項の規定による前条第4項の書類の提出に代えることができる。

第11条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の提出に係る指定特定非営利活動法人が市認定法人である場合は、特定非営利活動促進法第55条第1項の規定による同法第54条第2項第2号及び第3号に掲げる書類の提出をもって、第1項の規定による前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類の提出に代えることができる。

第12条第1項第1号中「3年間」を「5年間」に改め、同項第3号中「同条第3項」を「同条第4項」に、「3年間」を「5年間」に改め、同条第2項中「前条第4項」を「前条第6項」に改める。

第13条第2項中「、第3項」を「、第4項」に、「第4項第3号」を「第6項第3号」に、「同条第3項」を「同条第4項」に、「第5項」を「第8項」に、「及び第3項」を「及び第4項」に改める。

第14条第1項中「から第3項まで」を「、第2項及び第4項」に改め、同条第2項中「第3項」を「第4項」に、「第11条第4項」を「第11条第6項」に改め、同条第3項中「第10条第4項」を「第10条第6項」に改める。

第17条第1項第5号中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条第2項第2号中「第10条各項」を「第10条第1項、第2項、第4項、第6項若しくは

第8項」に、「第3項」を「第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(役員報酬規程等に関する経過措置)

2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第10条第2項及び第12条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る新条例第10条第2項各号に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る改正前の条例（以下「旧条例」という。）第10条第2項各号に掲げる書類については、なお従前の例による。

(助成金の支給に係る書類に関する経過措置)

3 新条例第10条第4項及び第12条第1項の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る新条例第10条第4項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧条例第10条第3項の書類については、なお従前の例による。

(事業報告書等に関する経過措置)

4 新条例第12条第1項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第1号に掲げる事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧条例第12条第1項第1号に掲げる事業報告書等については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

役員報酬規程等の備置き及び公開の期間を延長すること、市認定法人に係る書類の備置き等により指定特定非営利活動法人に係る書類の備置き等に代えることができる場合を定めること等のため、この条例を制定するものである。